

利用者負担額基準額表

- 1 3歳以上の保育を必要としない子ども（1号認定子ども）に係る利用者負担基準額 0円
- 2 3歳以上の保育を必要とする子ども（2号認定子ども）に係る利用者負担基準額 0円
- 3 3歳未満の保育を必要とする子ども（3号認定子ども）に係る利用者負担基準額表

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担基準額（単位：円／月）				
			0歳		1・2歳		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は里親		0	0	0	0	
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯		2,500	2,400	2,400	2,300	
D階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	47,700円未満	5,700 (5,700)	5,600 (5,600)	5,500 (5,500)	5,400 (5,400)
		第2階層	47,700円以上55,700円未満	8,000 (8,000)	7,800 (7,800)	7,600 (7,600)	7,400 (7,400)
		第3階層	55,700円以上62,900円未満	10,900 (9,000)	10,700 (9,000)	10,400 (9,000)	10,200 (9,000)
		第4階層	62,900円以上78,500円未満	14,400 (9,000)	14,100 (9,000)	13,800 (9,000)	13,500 (9,000)
		第5階層	78,500円以上96,500円未満	18,400	18,000	17,600	17,300
		第6階層	96,500円以上114,500円未満	21,900	21,500	20,900	20,500
		第7階層	114,500円以上137,300円未満	25,500	25,000	24,400	23,900
		第8階層	137,300円以上160,100円未満	28,900	28,400	27,600	27,100
		第9階層	160,100円以上174,200円未満	33,000	32,400	31,400	30,800
		第10階層	174,200円以上232,100円未満	37,500	36,800	35,600	34,900
		第11階層	232,100円以上274,100円未満	42,000	41,200	39,900	39,200
E階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	274,100円以上299,900円未満	46,700	45,900	44,300	43,500
		第2階層	299,900円以上329,300円未満	50,100	49,200	47,200	46,300
		第3階層	329,300円以上361,700円未満	53,000	52,000	49,700	48,800
		第4階層	361,700円以上394,700円未満	55,700	54,700	52,200	51,300
		第5階層	394,700円以上428,300円未満	58,500	57,500	54,600	53,600
		第6階層	428,300円以上464,600円未満	61,300	60,200	57,000	56,000
		第7階層	464,600円以上498,500円未満	63,600	62,500	59,100	58,000
		第8階層	498,500円以上534,500円未満	66,100	64,900	61,300	60,200
		第9階層	534,500円以上571,400円未満	68,900	67,700	63,800	62,700
		第10階層	571,400円以上611,000円未満	71,600	70,300	66,100	64,900
		第11階層	611,000円以上666,000円未満	74,100	72,800	68,400	67,200
		第12階層	666,000円以上736,000円未満	74,700	73,400	68,700	67,500
		第13階層	736,000円以上826,000円未満	75,200	73,900	69,000	67,800
		第14階層	826,000円以上926,000円未満	75,600	74,300	69,300	68,100
		第15階層	926,000円以上	76,000	74,700	69,600	68,400

この表の3のD階層のうち、ひとり親世帯等であって、調整後区市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、該当する階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。

備考

- 1 この表において「生活保護法による被保護世帯に準ずると市長が認める世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯をいう。
- 2 この表において「均等割」及び「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいい、「調整後区市町村民税所得割課税額」とは、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとして計算した区市町村民税所得割の額をいう。

なお、同法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表において「保育標準時間」とは、法19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に定める1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育時間をいい、「保育短時間」とは、同条に定める1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育時間をいう。
- 4 教育標準時間認定を受けた場合についてはこの表の1を、子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払いを含む。）に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達している子どものうち保育認定を受けた場合についてはこの表の2を、同日において3歳に達していない保育認定を受けた子どもについてはこの表の3をそれぞれ適用する。
- 5 備考4の規定にかかわらず、法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受けている子どもの場合においては、この表の1を適用する。
- 6 この表の3において、区市町村民税課税額を証明することができない世帯については、E階層の第15階層にあるものとして利用者負担額を決定する。
- 7 同一世帯に、2人以上の子どもがいるときは、これらの子どものうち、最も年齢が高い子ども1人を除き、次に年齢が高い子どもが給付の対象となる支給認定子どもの場合の利用者負担月額はこの表の3の利用者負担基準額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、その他の給付の対象となる支給認定子どもの利用者負担月は0円とする。
- 8 備考7の規定にかかわらず、この表の3のC階層の世帯又はD階層のうち、調整後区市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及びひとり親世帯等に該当する世帯で子どもが2人以上いるときは、これらの子どものうち、最も年齢が高い子ども1人を除き、その他の給付の対象となる支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。
- 9 支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39政令第224号）第1条第2号又は第2条第2号に該当する場合で市長が認めるときは、地方税法に規定する寡婦又は寡夫の例により算出した調整後区市町村民税所得割課税額により、この表の3をそれぞれ適用する。